

川崎市税公告第32号

差押調書（謄本）、差押解除通知書及び交付要求解除通知書を別紙記載の者に送達すべきところ、その者の住所、居所、事務所及び事業所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び川崎市市税条例（昭和25年川崎市条例第26号）第10条の規定により公告します。

なお、当該書類は送達を受けるべき者の申出により交付します。

令和8年3月6日

川崎市長 福田 紀彦

（別紙省略）